

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	(共同参画社会推進課)	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(同)	一
○有害図書類の指定	(同)	二
○救急医療機関の認定	(医療整備課)	二
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第一号漁業者)	(農林水産経営支援課)	二
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)	(同)	二
○飼料試験結果の公表	(畜産課)	三
○漁業指導船新宮城丸漁獲物販売委託及び歳入徴収事務等の委託	(水産振興課)	四
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	四
○道路の区域変更	(道路課)	四
○道路の供用開始	(同)	五
○海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(教育庁高校教育課)	五
○監査委員		五
○財政的援助団体等監査結果に対する措置の公表		五
○公安委員会		五
○警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)附則第五条に規定する審査の実施		七
○宮城県公報平成二二年号外第二二二号中		九

告 示

○宮城県告示第五百八十五号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。
 平成二十一年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 北上経営総合研究所

一 代表者の氏名 木伏 良明

二 主たる事務所の所在地 石巻市穀町三番十七号

三 定款に記載された目的 この法人は、事業を起業しようとする人々や中小企業、地域活動団体等を対象として、事業環境の調査と研究、独自商品やサービスの開発、事業運営に関する研究、経営相談や支援を行い、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年六月九日

○宮城県告示第五百八十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。
 平成二十一年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 LEAF26

一 代表者の氏名 村上 昌芳

二 主たる事務所の所在地 大崎市松山金谷字向田百七十四番地七

三 定款に記載された目的 この法人は、明日を担う青少年の健全な育成と自立こそが、地球の生命をつなぎ、希望ある社会や平和を創造する礎と捉え、まちづくりの活動を通じて、そこに集う人々と共に、情操豊かな青少年、誇りを持てる地域社会と経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年六月十五日

○宮城県告示第五百八十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

示す。

平成二十一年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 いきいき倶楽部

一 代表者の氏名 赤間 勲

二 主たる事務所の所在地 仙台市太白区松が丘三十一番二十一号

三 定款に記載された目的 この法人は、福祉施設、医療施設等の入所者及び高齢者、こども、学生、市民に対して、文化、芸能（民謡・舞踊）等に関する事業を行い、メンタル面のケアを積極的に行うことによりこれらの人々のより豊かな生活の実現と社会教育の推進に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年六月十一日

○宮城県告示第五百八十八号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十一年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	ヤングアニマル嵐 No. 7	(株)白泉社
二	雑誌	チャンピオンREDいちご VOL. 14	(株)秋田書店
三	雑誌	ヤングチャンピオン烈 VOL. 19	(株)秋田書店
四	雑誌	芸能アイドル裏JAPAN Vol. 16	(株)ブレインハウス
五	雑誌	ちび本当にあつた笑える話ガールズコレクション Vol. 4	(株)ぶんか社
六	雑誌	恋愛天国 7月号	(株)竹書房
七	雑誌	裏モノJAPAN 7月号	(株)鉄人社

八 雑誌 誌 漫画ミブレイ VOL. 1

68461・81

ミリオン出版(株)

二 指定理由

図書類の内容が、一から七までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、八の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、及び著しく自殺又は犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第五百八十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十一年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人徳洲会 仙台徳洲会病院	仙台市泉区七北田字駕籠沢	平成二十一年二月十五日	平成二十四年二月十四日

○宮城県告示第五百九十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号、以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあつた次の区域及び区分に特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十一年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
山元町区 域（宮城 県漁業協 同組合の 山元支所 の地区）	総トン数二十 トン未満の漁 船により底び き網を使用し てつばがいを とることを目 的とする漁業	平成二十一年 六月二日	亘理郡山元町坂元字磯 北谷地十四・二十一 鈴木正一 巨理郡山元町坂元字磯 北谷地十四・十五 大和郁郎	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十九 号）第六條 業に規定する漁	二十三人

○宮城県告示第五百九十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号、以下「法」という。）第百二十五条の六第三項

において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第五十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十一年六月二十三日

宮城県知事 村井嘉浩

加入区 名称	宮城県 第一加入 区	区域	平成二十一年 六月二十三日	同意成立の 届出年月日	平成二十一年 六月二十三日	発起人の住所及び氏名	石巻市雄勝町小島字和 田三十四・七 佐藤司 石巻市雄勝町小島字和 田二・二 早坂高雄	養殖業者の種類	漁業 災害補償 法施行令 (昭和二十九年 政令第二十九号)第十八条の四に規定するほたて貝養殖業	区域内特定 養殖業者数	三人
-----------	------------------	----	------------------	----------------	------------------	------------	---	---------	---	----------------	----

栄養成分に関する検査
平成21年4月収去

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験			果			概			違反の内容		
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	り ん %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性 塩基性 窒素 %	水溶性 窒素 %	ペクチ ン消 化 率 %		T D N %	M E kcal/ kg
日本配合飼料株式会 社塩釜工場 塩釜市	同左	日配 肉用牛肥育用 配合飼料 ハイブロークスばた ん	H21.4	12.3	2.8	0.68	0.50	3.6	4.3	-	-	-	-	-	無
				日配和牛繁殖用配合 飼料 スーパー黒へこ繁殖	H21.4	15.4	3.0	0.69	0.79	6.5	6.2	-	-	-	-

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「飼」を付けている。

栄養成分に関する検査
平成21年5月収去

加入区 名称	宮城県 第一加入 区	区域	平成二十一年 六月二十三日	同意成立の 届出年月日	平成二十一年 六月二十三日	発起人の住所及び氏名	石巻市雄勝町明神字沼 尻二十一 杉山賢治 石巻市雄勝町明神字沼 尻二十三・一 阿久津英法	養殖業者の種類	漁業 災害補償 法施行令 (昭和二十九年 政令第二十九号)第十八条の四に規定するほたて貝養殖業	区域内特定 養殖業者数	二人
-----------	------------------	----	------------------	----------------	------------------	------------	---	---------	---	----------------	----

○宮城県告示第五百九十一号
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十一年四月から五月までに収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十三日

宮城県知事 村井嘉浩

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 (輸入) 年 月	試 験				概 要				違反の内容			
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性 窒素性 窒素%	水溶性 窒素 %		消化 率 %	T D N %	M E kcal/ kg
石巻飼料株式会社 石巻市	同左	ミルクバランサー 25	H21.5	25.0	4.5	1.44	0.80	3.2	6.8	-	-	-	-	-	無
		プレート16	H21.5	16.0	3.3	0.80	0.71	5.7	5.5	-	-	-	-	-	無

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「◎」を付けている。

○宮城県告示第五百九十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、漁業指導船新宮城丸の漁獲物の釧路市漁業協同組合地方卸売市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十一年六月二十二日

平成二十一年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

北海道釧路市浜町三番十二号 釧路市漁業協同組合

二 委託期間

平成二十一年六月十二日から平成二十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百九十四号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十一年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十一年六月十九日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設可設番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
----------------	------------	--------	-----------------------	-------

株式会社松島阿部茂利	塩竈市新浜町二丁目五十八	般九百三十二号	一部廃業 一般建設業 鋼構造物工事 内装仕上工事	平成二十一年五月十九日
佐藤工務店 佐藤房俊	大崎市古川清水沢字向原三三	般四千八百六十二号	全部廃業 一般建設業 大工工事	平成二十一年五月二十七日
積和不動産東北株式会社 松村宣弘	仙台市青葉区本町二丁目十六、十七	般一万九千六百三十号	一部廃業 一般建設業 大工工事 屋根工事 タイル・れんが・ブロック工事 内装仕上工事	平成二十一年五月二十二日
株式会社大地社 石山孝兵衛	仙台市青葉区落合二丁目十九、五	特二十一万八千三百八十二号	全部廃業 建設業 大工工事 屋根工事	平成二十一年五月二十七日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第四号に該当

○宮城県告示第五百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年六月二十三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十三日

一 道路の種類 県道
 二 路線名 仙台三本木線
 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前	後			
黒川郡大和町落合相川字大沢一五番地先から 同郡同町落合相川字熊野二一〇番一地先まで	A	B	五・八 二・三・五	六九八・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後B	前B	二〇・〇 六〇・〇	六四一・〇	

○宮城県告示第五百九十六号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年六月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十一年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	半田山下線	巨理郡山元町小平字北五八番地先から同郡同町小平字北七番一地先まで	平成二十一年六月二十三日

○宮城県告示第五百九十七号
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の地方卸売市場気仙沼市魚市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十一年六月十二日次のとおり委託した。

平成二十一年六月二十三日

- 一 委託の相手方
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 気仙沼市南町三丁目三番七号
 気仙沼漁業協同組合

一 委託期間
 平成二十一年六月十二日から平成二十二年三月三十一日まで

監査委員

○宮城県監査委員告示第5号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事等から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成21年6月23日

- | | | | | | |
|--------------------|------------------|----|---------|-----|------|
| 1 監査委員の報告日 | 平成21年3月17日 | 知事 | 宮城県監査委員 | 内 海 | 太 |
| 2 教育委員会委員長 | 平成21年3月18日 | 知事 | 宮城県監査委員 | 佐々木 | 敏 克 |
| 3 監査委員の報告内容及び措置の内容 | 平成21年5月20日 | 知事 | 宮城県監査委員 | 遊 佐 | 勘左衛門 |
| (1) 団体名 | 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 | 知事 | 宮城県監査委員 | 工 藤 | 鏡 子 |
- 記

- 1 監査委員の報告日
 平成21年3月17日
 知事
- 2 通知のあった日
 平成21年5月20日
 知事
- 3 監査委員の報告内容及び措置の内容
 (1) 団体名 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
 一 監査委員の報告の内容
 (イ) 施設利用者の預り金紛失事故が認められたので、今後再発しないよう対策を講じる必要がある。
 (ロ) 生活福祉資金及び離職者支援資金の貸付金の償還が著しく遅延しているものが多数認められたので、改善する必要がある。
 また、多額の貸付原資残高が認められたので事業規模等について検討されたい。
 措置の内容
 (イ) 施設利用者の預り金の適正管理が徹底されるよう指導していく。
 (ロ) 償還が遅延している貸付金については、適正な債権管理及び償還の促進に努めるよう指導

していく。

貸付原資残高については、平成21年3月1日から緊急小口資金が新設され、また、最近の経済状況悪化に伴う離職者の急増により、離職者支援資金に対する需要が拡大していくことが予想され、今後の安定した貸付制度を運営していく上で、現在の貸付原資を維持していくことは必要であると考えられる。

なお、事業主体となる県社会福祉協議会に対しては、広報活動の実施及び迅速かつ適正な資金の貸付に努めるよう指導していく。

(2) 団体名 仙台空港鉄道株式会社

イ 監査委員の報告の内容

繰越欠損金が多額となっていることから、早急に乗客数増対策の実施及び経営計画の見直し等抜本的な経営改善を進める必要がある。

ロ 措置の内容

(4) 乗客数増対策について

開業時からの利用者数は1日平均約6,850人(平成21年3月31日現在)となっており、需要予測を約3割程度下回る非常に厳しい状況にある。

県としては、仙台空港鉄道株式会社をはじめ関係機関と連携し鉄道の利用促進策を展開することはもちろんのこと、りんくうタウンのまちづくりを一層促進することにより沿線利用者の増大を図るとともに、仙台空港国際化利用促進協議会等関係団体と連携し、航空機利用者への誘客活動を展開するなどとして鉄道の利用拡大に努めており、同社に対しても、関係機関と連携し利用促進に向けた各種取組の検討・実施に努めるよう指導・助言している。

(4) 経営計画の見直し等抜本的な経営改善について

繰越欠損金については、開業間もない会社であるため、鉄道施設等固定資産に係る減価償却費、開業準備により欠損金の増加が続くことになる。

このような中、県としては、同社の経営改善に向けた適切かつ効果的な支援策を年度内に策定するための部局横断の特別チームを設置し検討を開始した。並行して、公社等外郭団体経営評価委員会の意見を踏まえた県改革プログラムの策定に向け、同社と連携を密にしつつ取り組んでいる。

(3) 団体名 財団法人宮城県腎臓協会

イ 監査委員の報告の内容

預り金の精算が著しく遅延しているものが認められたので、改善する必要がある。

ロ 措置の内容

指摘の内容は研修会開催時における講師謝金に係る所得税の未精算であるが、当該団体に対し、所轄税務署と連絡調整を図り速やかに事務処理を進めるとともに、再発防止策を講じるよう指導した。

その後、所得税の精算を3月23日に終了したこと、会計事務処理の改善を実施したこと等の報告を受け、改善されたことを確認した。

(4) 団体名 株式会社テクノプラザみやぎ

イ 監査委員の報告の内容

繰越欠損金の解消に引き続き努める必要がある。また、事業が貸室業中心に変遷してきていることから、今後の会社のあり方について検討されたい。

ロ 措置の内容

(4) 繰越欠損金の解消について

今後も入居率の維持、向上を図り、増収を目指すとともに、一般管理費の圧縮に努め、単年度黒字を継続するよう、なお一層の工夫を行い経営の改善が図られるよう指導していく。

【参考】

(繰越欠損金の推移)	平成17年度	201,095千円
	平成18年度	183,651千円
	平成19年度	174,363千円

(4) 今後の会社のあり方について

インキュベーション施設である21世紀プラザは、仙台北部中核テクノポリス地域である泉パークタウン内に位置し、大和リサーチパークや仙台北部中核団地へ立地を予定している大企業との取引を望む中小企業の受け皿として好適な立地条件にある。

また、県が推進する富県宮城の実現における高度電子機械産業及び自動車産業の集積を図る上で重要な役割を果たす施設であり、今後は財団法人みやぎ産業振興機構や県産業技術総合センターとの連携を強化しつつ、入居企業へのサービスの充実を図るとともに、団体が平成20年6月に策定した中期事業計画(会社のあるべき姿として経営理念を明確化するとともに、当面達成すべきことを目標とした計画)が達成できるよう指導していく。

(5) 団体名 社団法人宮城県畜産物価格安定基金協会

イ 監査委員の報告の内容

預金の残高管理について不適切なものが認められたので、改善する必要がある。

ロ 措置の内容

<p>今後の事務処理においては、チェック体制の整備等により、適正を期すよう指導していく。</p> <p>(6) 団体名 社団法人宮城県配合飼料価格安定基金協会 イ 監査委員の報告の内容 大科目において予算超過支出が認められたので、改善する必要がある。 □ 措置の内容 今後は、年度中に予算超過支出が見込まれる場合には、その都度補正予算を組むよう指導していく。</p> <p>(7) 団体名 社団法人宮城県漁業無線公社 イ 監査委員の報告の内容 正味財産が出資金総額を大幅に下回っており、社員数も年々減少していることから、効率的な事業運営と財務内容の健全化に努める必要がある。 □ 措置の内容 社団法人宮城県漁業無線公社の経営状況は、近年の漁船漁業を取り巻く情勢により、今後、更に厳しさを増すことが考えられることから、今後とも立入検査等を実施し、経営改善に向けた継続的な指導を実施していく。</p> <p>(8) 団体名 塩釜港開発株式会社 イ 監査委員の報告の内容 (イ) 給与及び賞与の支払い事務において不適切な取扱いが認められたので、改善する必要がある。 (ロ) 長期未収金が認められたので、改善する必要がある。 (ハ) 繰越欠損金の解消に引き続き努める必要がある。 □ 措置の内容 (イ) 給与及び賞与の支払い事務について、改善状況を確認するとともに、適切な決裁手続きをとるよう必要な指導を行った。 (ロ) 長期未収金について、分割納入による回収のほか、債権回収業者への委託の検討等の団体の取組みについて、必要な指導を行った。 (ハ) 繰越欠損金の解消について、企業誘致によるテナント充足率の向上等の状況を確認するとともに、更なる営業努力による収益改善及び計画的かつ抜本的な経営改善について必要な指導を行った。</p> <p>(9) 団体名 仙台エアカーターミナル株式会社 イ 監査委員の報告の内容</p>	<p>繰越欠損金が増加しているので、引き続き経営改善に努める必要がある。</p> <p>□ 措置の内容 国際航空貨物の集積促進を図るため、次の措置を講じた。 ・貨物取扱会社を訪問の上、仙台空港への集荷について意見交換を行った。 ・荷主企業等への訪問を行い、仙台空港のPRを行った。 ・東北地方の企業を対象に仙台空港の活用を呼びかける新聞広告を掲載した。 ・航空会社に対する増便や路線開設の要請を行った。 平成21年度においては下記の取組を行う予定である。 ・国際航空貨物の集積に向け、関係課との合同企業訪問等庁内連携により荷主企業等へのエアポートセールスを今年度も継続して実施する。 ・航空会社に対して、増便や機材の大型化などを求めたエアポートセールスを実施する。</p> <p>(10) 団体名 財団法人宮城県農水振興財団 イ 監査委員の報告の内容 現金の取扱いについて、適切でないものが認められたので、改善する必要がある。 □ 措置の内容 現金の取扱いについて、財団の経理規程に基づき適切に行うよう財団を指導し、改善されたことを確認した。</p>
	<p style="text-align: center;">公安警察 公安</p> <p>○宮城県公安委員会告示第105号 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。 平成21年6月23日</p> <p>1 審査に係る警備業務の種類及び級 宮城県公安委員会委員長 中村 孝也</p> <p>(1) 検定規則第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級</p> <p>(2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級</p>

<p>2 実施期日</p> <p>(1) 前記1に掲げる警備業務の種別に係る1級の審査 平成21年7月24日(金)午前9時30分から午後1時00分まで</p> <p>(2) 前記1に掲げる警備業務の種別に係る2級の審査 平成21年7月24日(金)午後1時30分から午後5時00分まで</p> <p>3 実施場所 仙台市泉区高森2丁目1番地の39 仙台地域職業訓練センター</p> <p>4 審査定員</p> <p>前記1に掲げる警備業務の種別ごとに1級及び2級それぞれ30人</p> <p>5 審査対象者 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定期則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。</p> <p>(1) 空港保安警備業務1級 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。)第1条第1項に規定する検定(以下「旧検定」という。)の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者</p> <p>(2) 施設警備業務1級 旧検定の常駐警備に係る旧検定期則第1条第2項に規定する1級に合格した者</p> <p>(3) 空港保安警備業務2級 旧検定の空港保安警備に係る旧検定期則第1条第2項に規定する1級又は2級に合格した者</p> <p>(4) 施設警備業務2級 旧検定の常駐警備に係る旧検定期則第1条第2項に規定する1級又は2級に合格した者</p> <p>6 審査内容 審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験(学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。)</p> <p>7 審査申請手続 (1) 審査申請の受付期間 平成21年7月3日(金)から同月16日(木)まで(土・日曜日は除く。)の10日間(毎日午前9時00分から午後5時00分まで)</p> <p>なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p>	<p>(2) 申請書の提出先 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める警察署生活安全課とする。ただし、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>ア 宮城県内に住所地在有する者 住所地在を管轄する警察署生活安全課</p> <p>イ 宮城県内に住所地在を有しない警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>ウ 宮城県内に住所地在を有する警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの 住所地在又は属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>エ 前記アからウのいずれにも該当しない者で、宮城県公安委員会から旧検定期則第8条の合格証(以下「旧検定合格証」という。)の交付を受けているもの 旧検定合格証の交付を受けた警察署生活安全課</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 審査申請書(検定期則別記様式) 1通</p> <p>イ 旧検定合格証の写し 1通</p> <p>ウ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。) 1葉</p> <p>エ その他</p> <p>(7) 住所地在を管轄する警察署生活安全課に提出する者は、宮城県内の住所地在を疎明する書面 1通</p> <p>(4) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通</p> <p>(ウ) 旧検定合格証の交付を受けた警察署生活安全課に提出する者は、住所地在を疎明する書面 1通</p> <p>(4) 審査手数料 公安委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第2条第1項の表第70の2項に基づき、4,700円の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。</p> <p>なお、既納の審査手数料は、還付しない。</p> <p>8 審査の実施に関し必要な事項 審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、当該審査に係る旧検定合格証を持参すること。</p>
---	---

9 その他
審査に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課（電話番号022-221-7171 内線3184）

正 誤

○宮城県公報平成二十年号外第三号（平成二十一年三月三十一日付け）中

ページ

上 段

七 行

正

誤

出納事務の委任等に関する規程の
一部を改正する告示

出納事務の委任等に関する規程